

ろう教育科学会 会則（昭和34年3月23日制定）

一部改正

昭和36年7月27日、38年7月24日、36年7月27日、41年7月26日、43年5月1日、45年7月29日、
47年7月24日、48年7月25日、49年7月25日、50年7月24日、51年8月27日、55年8月25日、
平成3年7月27日、18年8月5日、20年7月25日、26年1月11日、26年8月9日、27年7月26日
令和7年8月16日

全面改正

令和4年8月20日

第1章 名称・本部

第1条

本会は、ろう教育科学会と称する。

第2条

本会の本部は、当分の間、相愛大学（大阪市住之江区南港中4丁目4-1）に置く。

第2章 目的・事業

第3条

本会は、聴覚障害教育及びその関連領域に関心のある者の連携協働によって、聴覚障害教育とその関連領域の進歩発展を図ることを目的とする。

第4条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 会員の研究促進を目的とする年次大会の開催。
2. 会員の研究業績その他を掲載する機関誌及びその他の図書の刊行。
3. 関連諸団体との連絡。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条

本会の会員は、正会員、学生会員、名誉会員、購読会員に区別される。

1. 正会員は、本会の趣旨に賛同する者で所定の手続きを経た者とする。
2. 当分の間、学生には、学生会員という資格を設ける。学生会員は、正会員と同等の権利を有する。
3. 名誉会員は、本会に長年役員等で貢献した者とし、理事会の承認を要する。名誉会員は、正会員と同等の権利を有する。
4. 購読会員は、本会の機関誌を定期的に購読する機関及び団体とする。
5. 会員の入退会の手続きについては、別途細則にて定める。

第6条

会員は、本会の機関誌の優先的配布を受けることができる。

正会員、学生会員、名誉会員は、本会の機関誌「ろう教育科学」への論文投稿、本会主催の年次大会での研究発表の権利を有する。その他、本会が主催する事業へ優先参加できる。

第7条

会員が次のいずれかに該当する時、退会または除名とする。ただし、以下の第3項、第4項については理事会の承認を要する。

1. 会員から退会の申し出があった場合。
2. 死亡したとき。
3. 会費を3年間滞納した場合。
4. その他、本会の運営を著しく損なう行為があった場合。

第8条

会員が、会費を1年間滞納した場合、機関誌の発送を停止する。会費の納入が確認された段階で、機関誌の発送を在庫がある限り再開する。

第4章 組織・役員

第9条

本会には、次の役員を置く。

1. 理事長（1名）
2. 副理事長（1名）
3. 理事（最大10名）
4. 監事（2名）
5. 編集委員長（1名）
6. 編集委員（最大10名）

第10条

1. 理事長は、本会を代表し会務を総轄する。
2. 副理事長は、理事会の事務運営を担う。
3. 理事は、本会の事業運営に必要な役割を担う。理事の役割については、別途細則に定める。
4. 監事は、本会の会計を監査する。
5. 理事会は、次期役員を総会に提案し、承認を得なければならない。
ただし、監事は、理事を兼任することはできない。
6. 編集委員長は、編集委員を総轄し、代表する。理事長が、理事の中から編集委員長を指名する。編集委員長が、編集委員を指名する。編集委員は、機関誌「ろう教育科学」の編集および発行を担う。
編集委員長は、理事を兼任する。編集委員の理事の兼任は妨げない。
7. 必要に応じてその他の役員を置くことができる。

第11条

1. 役員の任期は、改選時の総会終了時より次期改選時の総会終了時までの2年間とする。理事長の任期は3期を基本とする。ただし、再任を妨げない。
2. 全ての役員は、無給とする。
3. 役員は、身体的・精神的事情により、職務が遂行できない場合や役員としてふさわしくない行為があると認められた場合、理事会の議決により、解任することができる。
4. 辞任や解任等の事由により、役員に欠員が生じた場合は、理事会の決議により、補充されるものとする。

5. なお、補充される役員の任期は、前任者の残りの任期と同一とする。

第5章 会議

第12条

本会の会議は、総会、理事会、編集委員会、大会実行委員会とする。

1. 総会は、本会の最高議決機関であり、全正会員の過半数の出席（委任状による出席含む）をもって成立する。

議事は、出席者の過半数の同意をもって決定される。

ただし、本会の会則改正については出席者の3分の2の同意を得なければならない。出席者が過半数に満たない場合は、仮総会とする。仮総会の場合は、その決議事項を全正会員へ通知し、その後1ヶ月以内に全正会員の過半数が反対した時には、総会の決議としての効力を失うものとする。

2. 理事会は、本会の事業運営全体の方針を決定する。理事会は、理事長、副理事長、理事により構成され、理事長が、招集する。理事の過半数以上の要求がある場合には、理事長は、理事会を招集しなければならない。理事会での決議事項は、機関誌ならびに本会メールマガジンに掲載する。

3. 編集委員会は、機関誌及びその他の図書の編集を行う。編集委員会は、編集委員長と編集委員により構成される。

編集委員長は、理事会に出席し、編集委員会の活動状況を報告する。また、会員の権利に関わる提案をする場合は、理事会での協議を経て総会に提案し、承認を得なければならない。

4. 大会実行委員会は、本会主催の年次大会を開催するために組織され、当該年次大会業務の終了とともに解散される。年次大会については、別途細則にて定める。

5. 必要に応じて、その他の会議を開くことができる。

第6章 会計

第13条

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2. 正会員の会費は、当分の間、年額5,000 円、学生会員の会費は、年額1,000 円とする。名誉会員の会費は、徴収しない。購読会員の会費は、年額 7,000 円とする。

3. 学生会員は、入会時および年度初めに必ず学生であることを証明できるものを提出しなければならない。

4. 本会の経費は、会費及び事業に伴う収入等による。

附則

1. この会則の施行上必要な細則は、理事会で定める。

2. この会則は、2022 年第 64 回大会総会終了後より発効する。ただし、第13条に規定する学生会員の会費は、2023 年4月1日より発効する。

ろう教育科学会 会則施行細則

第1章 総則

第1条

ろう教育科学会会則(以下本則という)附則第1項により会則の施行上必要な規定を定める。

第2条

本則第3条に鑑み、聴覚に障害のある参加者と聴覚に障害のない参加者が、本会の主催する大会等で意思疎通する

ために必要な通訳の便をはかる。

第2章 大会

第3条

本会の目的に基づいた年次大会を、原則として、年1回開催する。

第4条

大会は、原則として次の事項をもとに運営されるものとする。

1. 大会には、会員の他、非会員も参加できる。
2. 大会を開催するにあたり、理事長が大会実行委員長を指名する。大会実行委員長は、正会員に限らない。
3. 大会実行委員長は、大会実行委員長としての職務を補助する大会実行委員を指名することができる。大会実行委員は、正会員に限らない。
4. 大会実行委員長は、年次大会の大会実行委員会を総轄し、代表する。大会実行委員長は、年次大会の企画運営に関する進捗状況を適宜理事会に報告しなければならない。
5. 大会の経費は、一般会計からの補助金及び大会参加者から徴収する大会参加費等とする。

第3章 総会

第5条

本会の組織運営に関する事項の決定を行なう総会を少なくとも年1回開催するものとする。原則として、年次大会の開催時に総会を開催するものとする。

第6条

総会には、次の事項が審議されなければならない。

- (1) 事業年次報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の審議
- (3) 役員改選年度における役員の承認
- (4) 会則改正の審議

第7条

総会の決議事項は、機関誌に発表されなければならない。

第4章 機関誌及びその他図書

第8条

本会の機関誌は、原則として次の事項に基づいて発行される。

1. 1年1巻を2号に分け7月、1月に発行する。
2. バックナンバー1号の分売頒価は、当分の間 2,500 円とする。
3. 団体等で、機関誌の定期購読を希望するものの頒価は、当分の間1巻 7,000 円とする。
4. 投稿規定は、別に定める。

第5章 入会及び退会

第9条

1. 本会に入会しようとする者は、本会ウェブサイトの入会申請ページにて所定の事項を入力し、当該年度の会費を入金するものとする。
2. 年度途中の入会でも、当該年度の会費は、全額納めなければならない。その際、既に刊行された当該年度の機関

誌を配布する。

3. 退会しようとする者は、本会ウェブサイトの退会申請ページにて所定の事項を入力し、申し出るものとする。その際、当該年度までの会費を精算するが、既納の当年度会費は返還しない。

第6章 編集委員会

第10条

1. 本則第12条3項に定める編集委員会は、編集業務を補佐する編集事務（若干名）を置くことができる。その業務は、採択済み投稿論文の成形ならびにレイアウト上必要な校正作業とする。
2. 編集事務は、正会員の中から編集委員長が指名する。ただし、編集委員会に出席する責務を負わない。
3. 編集事務は、無給とする。

第7章 理事

第11条

本則第10条2項に定める理事は、本会の事業運営のために必要な以下の役割を担う。

1. 本会の事業に関する会員への連絡
2. 会員からの問い合わせ対応
3. 会計業務
4. 会員の入退会の管理
5. その他、本会の事業運営に必要な業務

第12条

1. 会費は、入会時および当該年度の7月末日までに納入することを原則とする。
2. 本会の目的にかなう事業を遂行するために、必要に応じて、特別会計を設けることができる。

附則

1. この細則は、2022年第64回大会総会終了後より発効する。
2. この細則は、理事会の議決を経て変更することができる。